

仕 様 書

戸田ボートレース企業団
施 設 担 当

1 工 事 名

2 期棟・3 期棟空気調和機改修工事

2 工事場所

埼玉県戸田市戸田公園 8 番 2 2 号

戸田モーターボート競走場 2 期棟、3 期棟

3 工 期

契約締結日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで（完成検査含む）

4 工事概要

当該設備は設置後約 2 8 年が経過し、経年による故障や劣化が発生し、運転不可状態や空調効率の低下が発生していることから、場内環境維持を目的に整備及び更新を実施する。

5 工事内容

(1) 現場調査の実施

別紙「空気調和器一覧表」を参照の上、機器設置場所、機器状況、交換機器及び部材等の各種調査を実施し、施工計画書を作成するものとする。

(2) 空気調和機の整備

ア 空気調和器（新晃工業製）5 5 台の整備

- ・ 機器外部及び内部簡易清掃
- ・ ドレンパン洗浄
- ・ コイルフィン洗浄
- ・ 錆・劣化等塗装補修（ケレン、防錆塗装含む）
- ・ プレフィルター、中性能フィルター交換
- ・ Vプーリー・Vベルト・ベアリング交換
- ・ 加湿モジュール、加湿給水ユニット、給水ヘッダー交換

イ 空気調和器（クボタ製）4 7 台の整備

- ・ 機器外部及び内部簡易清掃
- ・ ドレンパン洗浄
- ・ コイルフィン清掃
- ・ 中性能フィルター交換
- ・ Vプーリー・Vベルト・ベアリング交換

(3) レタンファンの交換

ア 片吸込みシロッコファン 床置型 30台の更新

イ ダクト接続改修

- (4) 既設設備の撤去及び廃棄、本工事による発生材の廃棄（要マニフェスト）
- (5) 各種設定及び試験、調整作業の実施
- (6) 本仕様書に記載のない各種仕様及び数量等は、積算書及び参考資料等を参照するものとする。
- (7) 既設設備は別紙「空気調和器一覧表」内の型式を参照するものとする。
- (8) 各種交換機器及び部材は既設品同等品且つ機器の性能を維持できるものとする。
- (9) 本仕様書や質疑回答に記載のない場合であっても、工事施工上当然に必要なとされる項目については本工事に含むものとする。

6 作業日及び作業時間

工事作業は原則として、当該施設のレース開催中（場外開催日・前検日を含む）を除く、日中帯（9:00～17:00）に行うこと。

ただし、夜間に実施を要する作業及び緊急を要する場合、また営業終了後の作業等で監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

上記以外の時間に作業を行う必要が生じた場合は、お客様や第三者への安全に配慮した施工計画を策定し、資材の搬出入、作業員の入退場、施錠管理について十分に監督員と協議し、承諾を得た場合に限る。

7 完成図書

成果品として、下記の書類一式を提出すること。

- (1) 竣工図書（黒表紙金文字製本） 2部

ア 契約書及び仕様書の写し

イ 完成図（機器表、平面図、設置レイアウト図、機器構成図、配線系統図、外形図、計算書等）

ウ 工事写真（作業前・作業中・作業後）

エ 工事写真は納入する機材とその数量がわかるものを1枚以上。

J I S等の規格品にあつては合格証マークとともに1枚以上撮影する。

オ 工事経過の記録簿（作業日誌）

カ 保証書（期間を明記すること。）

キ マニフェスト

ク その他監督職員の指示したもの

- (2) 上記(1)のCD-R媒体 1部

データのファイル形式はJWW、PDF、JPGとする。

8 貸与図書

- (1) 仕様書（本書）
- (2) 積算書
- (3) 参考資料
- (4) 開催日程表

9 その他

- (1) 着工に先立ち、着工届、現場代理人等届、現場員届、工程表を作成し、速やかに発注者の承諾を得ること。
- (2) 上記に加え、速やかに施工体制表を作成し、下請業者を使用する場合は発注者の承諾を得ること。

本工事契約締結後、受注者は速やかに使用機器、メーカー等を選定の上承諾図を作成し、発注者の承諾を受けなければならない。

なお、調達期間の変更等に伴う工事費の増額は認めない。

- (3) 受注者は施工日毎に工事作業日報を作成し、発注者の求めに応じて提出できるように保管すること。
- (4) 本工事の施工に際しては、各種法令等を遵守し、工事施工上必要な諸官庁への手続き及び石綿事前調査、報告申請等が発生した場合、費用は受注者の負担にて速やかに手続きを行うこと。

なお、ボートレース場周辺の道路は大型車両進入禁止区域の為、所管公署である蕨警察署へ事前調整を行うこと。

- (5) 機器等の導入に当たっては、適切な養生を行い、導入先の施設及び導入する機器等に損害を与えないこと。また、導入の際に使用した梱包材等は、受注者が処分すること。

本工事において、既存施設に対し汚損、毀損等を生じさせた場合は受注者の負担とし、直ちに復旧を行う。

- (6) 請負業者は当ボートレース場の開催日程を十分把握し、いかなる場合においても開催運営に支障を生じさせないよう対処すること。

開催中の施工は、事前に担当職員と相談し、開催に支障がないと認められる場合のみ実施可能とする。

- (7) 工事実施に伴う電源等は供給可とする。

ただし、現場事務所をボートレース場敷地内に設置する場合は、戸田ボートレース企業団の承認を受けなければならない。

- (8) 契約締結後の諸物価及び労務費等の市場変動があっても請負金額の変更は行わないこと。

- (9) 工事中は、工事名、請負業者名、名札を着用すること。

- (10) 搬入資材等については、監督職員の立会い検査を受けること。

(工事名、日時、請負業者名、検査項目、材料名等と監督職員立会の写真を撮ること)

- (11) 本仕様書に記載のない事項及び本工事の遂行上疑義が生じた場合には、速かに担当職員と協議し対処するものとする。

また、本仕様書及び参考図面等に明記がなく施工上必要と思われることで、現場の状況により軽微な変更の必要がある時は、その工事に支障のない範囲内で、かつ他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督員の承諾を受けて機器及び配線の位置、方法等の変更を行うことができる。ただしこの場合、請負金額の増減と工期の変更をしないものとする。

(12) 工事終了後、受注者は速やかにしゅん工届及び検査願を作成し、検査職員による検査に合格しなければならない。

(13) 受注者は、次に掲げる一の事由が生じたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

ア その責めに帰すべき事由により、業務の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたとき。

イ 規定により契約解除をし、発注者が損害を受けた場合は、申出により受注者は誠意をもって賠償に応じなければならない。

(14) 検査後、1年間の間に納入機器等を正常に使用した状態で不具合が発見された場合には、受注者の責任、負担において迅速に修理、修復または交換を行うこと。

(15) 電子請求書は未対応の為、紙請求書の提出を必須とする。なお、紙請求書の発行における手数料が発生する場合は、見積金額に含めるものとする。